

一括下請負について（請負業者の皆様へ）

市から請け負った建設工事を一括して他の業者に請け負わせることは、建設業法第22条により禁止されています。

◆一括下請負の禁止

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

◆一括下請負とは？

- ・ 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせること
- ・ 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせること

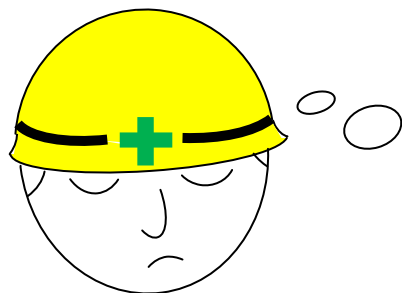
◆なぜ、一括下請負はいけないのですか？

- ・ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- ・ 施工責任があいまいになることで、手抜き工事や労働条件の悪化につながるおそれがあります。
- ・ 中間搾取を目的とした施工能力のない不良な建設業者が生まれかねません。

◆一括下請負に該当すると思われる事例

- ① 住宅の新築工事のうち建具工事のみをA社に、残りの工事をB社に下請けさせる
- ② 電気配線工事のうち主たる電気工事をA社に下請けさせ、自らは付帯する内装工事を施工
- ③ 舗装工事のうち10%の区間を分割する理由がないのに分割し、A社に下請けさせる
- ④ 1000万円で請けた工事を事情により施工できなくなり、やむなく1000万円でA社に下請けさせる
などが考えられます。

※ただし、元請負人が実質的に下請工事の施工に関与している場合は、一括下請負に該当しないと判断されます。実質的な関与とは、元請負人が工事に関し自ら総合的に企画・調整及び指導を行っていることをいいます。



- ・ 単に現場に技術者を置いているだけ
- ・ 現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれていない

・・・などは、「実質的な関与」とは言えません。

◆違反するとどうなりますか？

「一括下請負をさせた」業者はもちろん、「一括下請負をした」業者についても、建設業法第22条に違反したとして、国や都道府県から必要な指示を受けることとなり、場合によっては、1年以内の期間を定めて、営業停止処分の措置がとられます。

また、経営事項審査についての完成工事高から当該工事に係る金額が除外されてしまうなど、建設業を営む上で非常に不利となってしまいます。